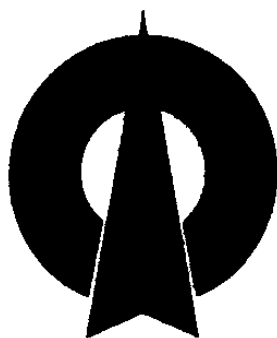


第 3 次大田市行財政改革推進大綱

(平成27年度～平成31年度)



平成27年3月

大 田 市

目 次

I	これまでの取り組み	1
II	行財政改革継続の必要性	2
III	行財政改革推進の基本方針	3
IV	第3次大田市行財政改革推進大綱体系図	5
V	行財政改革の推進施策	6
	第1 協働によるまちづくりの推進	6
	（1）市民との協働によるまちづくり	
	（2）市民との情報共有の推進	
	第2 効果的で効率的な市政運営	6
	（1）事務事業の見直し	
	（2）公共施設等の適正化	
	（3）民間委託・民営化の推進	
	（4）第三セクター等の見直し	
	（5）再編・統合、新たなサービスの提供	
	第3 組織改革・人材育成	7
	（1）組織・定員の適正化	
	（2）総人件費の抑制	
	（3）人材育成	
	第4 財政の健全化	8
	（1）税負担等の公平と税收確保	
	（2）自主財源の確保	
	（3）健全な財政運営	
	（4）公営企業の経営健全化	
VI	改革の進め方	9

I これまでの取り組み

1 本市の行財政改革

本市は1市2町の合併により、平成17年10月1日に「新大田市」として誕生した。

新市誕生後、新市に相応しい効率的で質の高い市政運営及び市民サービスの向上を図ることを目的として、平成18年に「大田市行財政改革推進大綱」を、平成22年には「第2次大田市行財政改革大綱」を策定し、目指すべき方向性や目標を明確にするなかで6つの基本方針（①協働によるまちづくりの推進、②事務事業の見直し、③民間委託・民営化の推進、④定員管理・給与の適正化、⑤財政の健全化、⑥職員の意識改革）に基づき、事務事業や機構の見直し、職員の適正配置、経費節減など、全庁を挙げて行財政改革に取り組んできた。

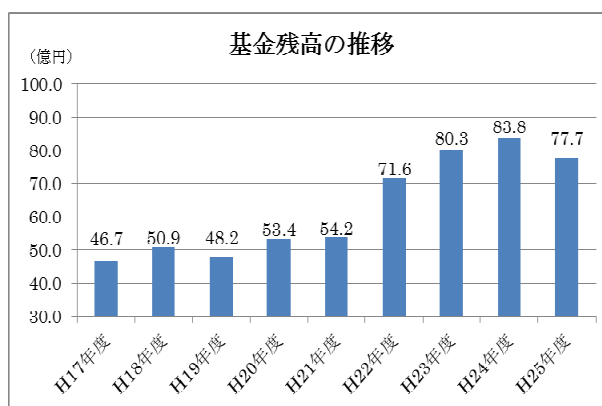
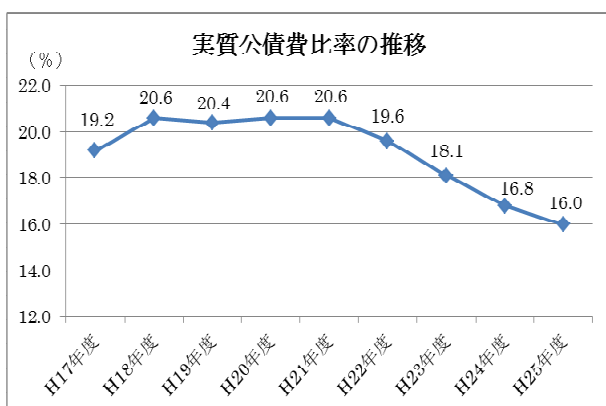
その結果、行財政改革に係る効果額は平成25年度末で40億円となっており、平成20年度、平成21年度に20.6%（3ヶ年平均）まで上昇した実質公債費比率は、平成25年度末において16.0%まで回復してきた。

また、基金残高においても、平成25年度末で77億円を維持するなど、行財政改革の取り組みは一定の成果を得たところである。

2 行財政改革の主な効果

(単位：千円)

項目	大綱 (H17～H21)	第2次大綱 (H22～H25)	合計	主な内容
収入増加額	573,884	144,067	717,951	・公共料金の見直し ・未利用地の有効活用
削減効果額	2,085,791	1,291,266	3,377,057	・指定管理者制度の導入 ・定員管理(人員削減) ・人件費抑制(給与カット)等 ・時間外勤務手当の削減 ・管理職手当の見直し ・市債の繰上償還 ・補助金等の整理合理化
合計	2,659,675	1,435,333	4,095,008	



Ⅱ 行財政改革継続の必要性

これまで、新市のまちづくりの“羅針盤”となる「大田市総合計画」に掲げた「自然・歴史・ひとが光輝くだれもが住みよい県央の中核都市」の実現を目指して、行財政改革を推進してきた。

しかしながら、歳入においては、長引く景気の低迷、人口減少や高齢化が進展する中で、今後も税収の伸びは期待できない状況であり、加えて、普通交付税については、合併による特例措置の終了に伴い、平成 28 年度から段階的に削減され、平成 33 年度には、平成 26 年度と比べ大幅に減額されることが見込まれる。

また、歳出においては、今後の大型プロジェクト事業の本格的な始動に伴い、多額の経費が必要となることから、これまで以上に徹底した行財政改革に取り組む必要がある。

更に、現在本市が保有している施設の多くは、高度経済成長期以降に整備されてきたものであるため、施設の老朽化に伴う維持管理費の増大が喫緊の課題となっている。加えて耐震化への対応や将来的に迎える大規模改修、建て替えなどの更新費の増大が、厳しい財政状況に追い打ちをかけることが想定されるため、機能の集約や統廃合を含め、施設の適正配置に向けた検討を早急に進める必要がある。

大田市が将来にわたって安定的な市政運営を行っていくためには、今後も国の動向を注視しながら、財政健全化に向け、徹底した事務事業の見直しや経費削減はもとより、自主財源の確保に努め、人・物・金・情報などの経営資源を、より効果的、効率的に活用していかなければならない。

また、地域の自主性と自立性が求められる地方分権が進展する中、魅力・活力のある大田市を実現するには、「市民との協働のまちづくり」が不可欠であることから、市民との情報共有を一層推進し、より市民が参画しやすい仕組みづくりに注力する必要がある。

本市は来年度、合併から 10 年という節目の年を迎える。まちづくりにゴールがないように、行財政改革にも終りはない。これからも、10 年、20 年先の未来を見据えながら、市民が愛着を持ち、安心して暮らし続けることのできる持続可能な大田市を目指して、平成 26 年度末で計画期間が終了する「第 2 次大田市行財政改革推進大綱」の方針を継承しつつも、新たな視点に立った「第 3 次大田市行財政改革推進大綱」を策定し、全庁を挙げて更なる行財政改革に取り組むこととする。

Ⅲ 行財政改革推進の基本方針

1 行財政改革の視点

(1) 市民との協働による市政の推進

今後ますます複雑多様化する諸課題に対応するには、市民と行政が、それぞれの特性を活かし、個々の役割と責任を分担しながら相互に連携することが重要になってくるため、より一層、市民との協働による市政運営を進める。

(2) 質の高い市民サービスの提供

市民ニーズを的確に把握する中で、市民満足度の向上に重点を置きながら、常に市民の視点に立ち、質の高いサービスの提供に努める。

さらに、改革を確実に実施することにより、真に必要な分野へ財源を重点的に充当し、改革の成果を活かした市政運営に努める。

(3) 柔軟で効率的な組織体制の構築

社会経済情勢の変化や新たな行政課題に対し、的確かつ迅速に対応できる柔軟で効率的な組織・機構を構築する。あわせて職員の意識改革を進め、様々な行政需要に対して、自主的・主体的かつ迅速に対処できる行動力にあふれた人材育成に努める。

(4) 効果的で効率的な市政の確立

過去の前例、慣習にとらわれず、コスト意識を高く維持しながら創意と工夫に努め、最小の経費で最大の効果をあげるため、日常的な事務事業の見直しはもとより、多様な観点から経費の節減に努めるとともに、経営資源の有効的な活用と自主財源の確保に努め、効果的で効率的な市政運営を行う。

(5) 目的達成度の明確化

行財政改革にあたっては、達成度合いを明確にするため、可能な限り数値目標の設定を行い、その達成に努め、効果的で効率的な成果重視型の市政運営に努める。

2 基本方針

分権型社会への転換が求められている今日、我々地方自治体においては、人口減少時代の到来、市民ニーズの高度化、多様化など、社会情勢の変化に適切に対応することが求められている。

また、今後予想される厳しい財政状況と自己決定・自己責任が原則の地方分権が進む中では、新たな行政需要の変化に対応した、健全で創造的な市政運営に努めなければならない。

行財政改革の実施にあたっては、これまでの取り組みを継続しながら、改革の成果を最大限市民に還元できるように、「量の改革」から「質の改革」へと転換を進め、より成果を重視した市政運営に努める。

これからの大田市が目指すべき方向性を明確にして、確実に行財制改革を推進するため、以下の4項目を基本方針に掲げ、市民の理解と協力のもと、全職員が一丸となって行財政改革に取り組むものとする。

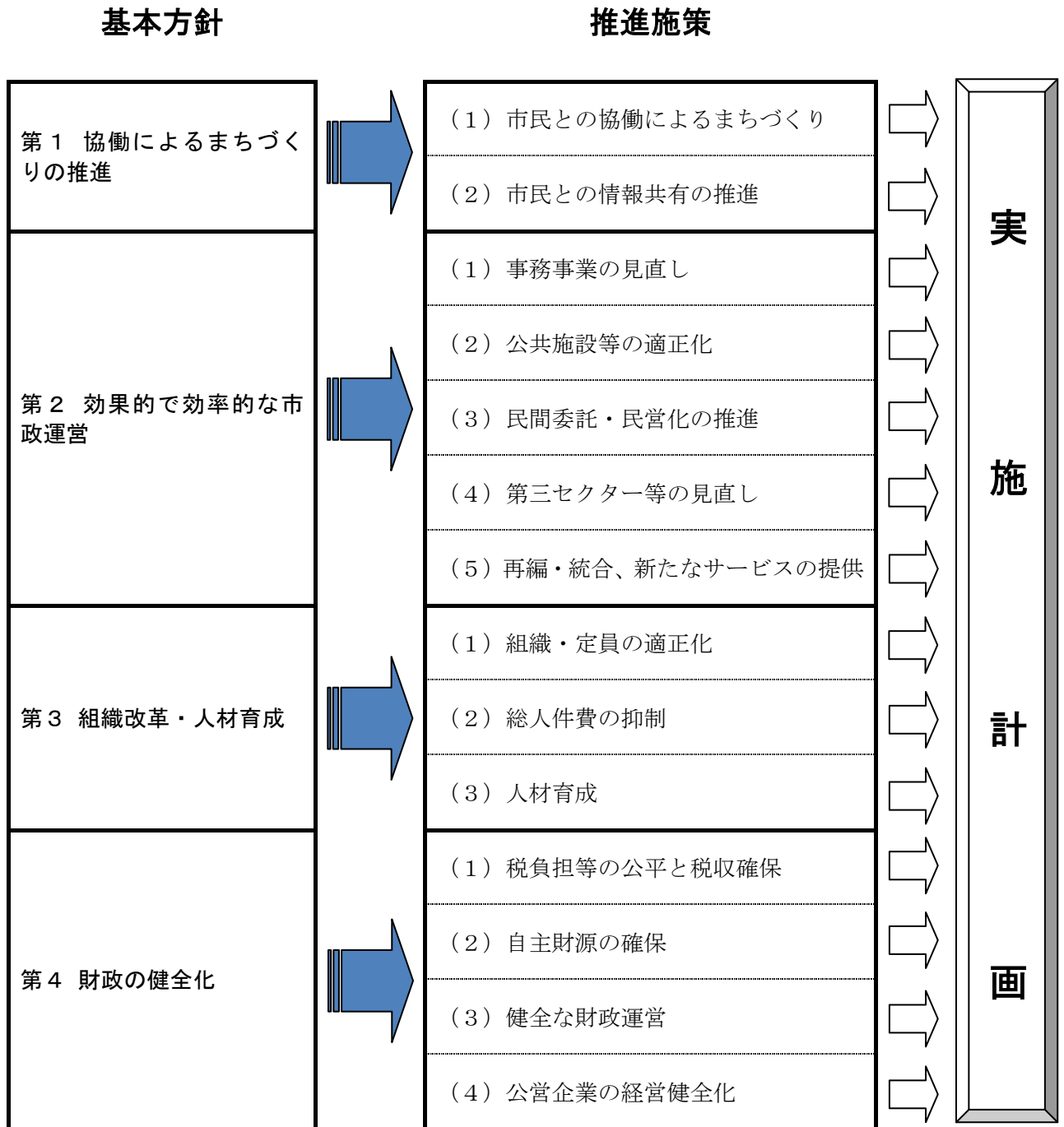
第1 協働によるまちづくりの推進

第2 効果的で効率的な市政運営

第3 組織改革・人材育成

第4 財政の健全化

IV 第3次大田市行財政改革推進大綱体系図



V 行財政改革の推進施策

第1 協働によるまちづくりの推進

(1) 市民との協働によるまちづくり

「市民との協働によるまちづくり」を更に推進するために、各ブロックのまちづくり委員会、まちづくりセンター、公民館等のまちづくり体制の連携を一層強化するとともに、これまで行ってきたまちづくり活動に対する支援等についても見直しを行う中で、より市民が参画しやすい仕組みづくりと、まちづくりに対する職員、市民の意識改革、意識醸成を図り、市民との密接なパートナーシップの構築、さらには公共サービスの新たな担い手の育成に努める。

(2) 市民との情報共有の推進

協働によるまちづくりを推進するためには、市民と行政が互いに情報を共有し、信頼できる関係を築くことが不可欠である。そのためにも、情報公開制度を適正に運用する中で、公正で透明度の高い開かれた市政を目指し、より読みやすく、わかりやすい情報発信に努めるとともに、広報誌やインターネット、ケーブルテレビなど様々な情報手段を活用して、市民への積極的な情報提供を行う。

また、パブリックコメント制度を活用して市民から幅広い意見を聴取し、市民本位の市政運営に活かす。

第2 効果的で効率的な市政運営

(1) 事務事業の見直し

限られた財源の中で、多様化する行政需要や社会経済情勢の変化に的確に対応し、市民サービスの向上を図るため、行政と民間の役割分担を明確にする中で、日常的な事務事業の見直しはもとより、必要性、緊急性、経済性、公平性などの観点から、事務事業評価を的確に実施することで、より一層、迅速かつ効果的で効率的な市政運営に努める。

(2) 公共施設等の適正化

公共施設については、施設機能や利用状況、維持管理コストなどを調査分析した上で、長期的視野に立ったファシリティマネジメントの考え方にに基づき、計画的な維持補修による長寿命化を図るとともに、市民の利便性を考慮しながら、施設の統廃合も視野に入れ、公共施設の適正配置に向けた検討を進める。

また、余剰施設や施設の空きスペースについては、市民ニーズや地域の実情を踏まえ、有効な活用方法を検討する。

(3) 民間委託・民営化の推進

市政運営の効率化、市民サービスの向上等を図るため、民間事業者と競合する事業や民間企業の高度な専門知識・経営資源を活用する方

がより効果的な事業については、行政責任の確保、市民サービスの向上、個人情報保護や守秘義務の確保に十分留意する中で、PFI手法の活用も視野に入れながら民間委託・民営化を進める。

平成18年度から導入している指定管理者制度については、引き続き施設の実態や今後のあり方を検証する中で、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応できるものについて、指定管理者制度の積極的な活用を進めるとともに、制度の運用方法についても、常に適正な運用が図れるように見直しを行う。

(4) 第三セクター等の見直し

第三セクター等のさらなる経営改善を促進するとともに、市と第三セクター等が担う役割を明確にする中で、今後のあり方について見直しを行う。

(5) 再編・統合、新たなサービスの提供

平成27年度から実施される「子ども・子育て支援新制度」を踏まえ、認定こども園への移行等を含め保育所・幼稚園のあり方について検討を行う。

また、学校再編実施計画に基づく小中学校の再編・統合について、引き続き計画の実施に向け関係者等との協議を進める。

第3 組織改革・人材育成

(1) 組織・定員の適正化

地方分権の進展、高度化・多様化する市民ニーズや新たな行政課題に迅速かつ的確に対応するため、常に柔軟で効率的な組織となるよう見直しを図るとともに、部局間の横断的、弾力的な連携を推進する。

また、定員の適正化については、定員適正化計画に基づき順調に推移しており、今後も社会経済情勢の変化や対応すべき行政需要等を踏まえ、権限移譲の動向を注視する中で、定員モデル・類似団体職員数等も参考にしながら、引き続き適正な定員管理に努める。

(2) 総人件費の抑制

職員の給与については、今後も国に準拠した制度及び運用を基本に、県や他市の状況等も考慮しながら、引き続き適正な給与体系に努める。

また、時間外勤務手当の縮減や嘱託職員数の削減等により、総人件費の抑制に努める。

(3) 人材育成

地方分権社会の中、高度化、多様化する行政需要や社会経済情勢の変化に対応し、市民に信頼される市政を目指すには、人権尊重の視点に立ち、幅広い視野と専門的知識を備えた職員の育成が不可欠であることから、引き続き職員研修の充実に取り組むとともに、職員自身が

常に目的意識とコスト意識を持つ中で、積極的に改善に取り組む意識改革と個々の能力を最大限発揮できるように職員のモチベーション向上に努める。

また、「職員提案制度」を活用することで、全職員の英知を結集し、職員自身が積極的に市政運営に関与することによる、職員の意識向上と機運の醸成を図る。

さらには、男女共同参画の視点から、女性職員の政策立案への参画を積極的に推進し、女性職員の管理職への登用を促進することで、人材の活用と組織の活性化を図る。

第4 財政の健全化

(1) 税負担等の公平と税収確保

関係法令等に基づき適正課税を行い、確実に徴収することにより納税者負担等の公平性を確保し、適切な納付相談等、納付環境の整備に努めるとともに、的確な滞納処分の実施により、市税等の収納率の向上及び自主財源の確保を図る。

また、使用料・手数料等についても、公平性・公正性を確保するため、受益者負担の見直しを図る中で、適正化に努める。

(2) 自主財源の確保

安定的な財源を確保するため、未利用財産の貸付・売却を積極的に推進するほか、これまで行ってきた市のホームページや広報誌等への有料広告の掲載に加え、新たな広告媒体についても検討を行い、広告収入の増収に努めるとともに、ふるさと寄付をより一層推進するなど、あらゆる視点から自主財源の確保を図る。

(3) 健全な財政運営

あらゆる視点から集中的に財政健全化に向けた取り組みを進め、持続可能で健全な財政運営を確立する。

また、地方公会計制度に基づく財務書類の整備を進め、財務情報をわかりやすく開示することで、市民に対する説明責任を果たすとともに、資産・債務管理や予算編成などに効果的に活用し、財政の効率化・適正化を図る。

(4) 公営企業の経営健全化

地方公営企業については、自立した経営の確立を目指し、経費の節減、効率化、事業内容や運営体制の見直しを図り、健全な財政運営を進めることにより、適正な執行に努める。

VI 改革の進め方

1 計画期間

第3次大田市行財政改革推進大綱の計画期間は、平成27年度から31年度までの5年間とする。

2 実施計画の策定

第3次大田市行財政改革推進大綱に基づく改革を着実に進めていくため、具体的な改革事項及び目標を定めた実施計画を策定する。

なお、第3次大田市行財政改革推進大綱及び実施計画は、社会情勢や経済情勢の変化などに対応するため、必要に応じて見直しを行う。

3 改革の推進体制

第3次大田市行財政改革推進大綱の総合的かつ組織的、集中的な推進を図るため、全職員を挙げて改革に積極的に取り組むとともに、副市長を本部長とする大田市行財政改革推進本部において進行管理を行う。

4 公表及び情報の公開

市民への説明責任を果たし、市民との情報の共有を促進するため、第3次大田市行財政改革推進大綱及び実施計画については、ホームページや広報紙等を通じて、市民にわかりやすい形で公表する。

【用語解説】

パブリックコメント

行政機関による規制の設定・改廃にあたり、原案を公表して事前に国民から意見や情報提供を求める制度。行政機関は規制にかかわる政省令案を関係資料とともにホームページ等で公表、1ヶ月程度の募集期間に国民・事業者からの意見・情報を集め、それに対する行政機関の考え方を公表した上で最終的な決定を行う。

地方公会計制度

現金主義・単式簿記を特徴とするこれまでの地方自治体の会計制度に対して、発生主義・複式簿記などの企業会計の手法による財務書類等を整備することで、現金主義会計では見えにくいコストやストック情報を把握しようとするもの。

平成29年度までに、全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類等の作成や公共施設等のマネジメントにも資する固定資産台帳の整備が求められている。

ファシリティマネジメント

土地・建物・設備といった資産を対象として、経営的な視点から設備投資や管理運営に要するコストの最小化や施設効用の最大化を図るため、総合的・長期的視点から企画・管理・活用する経営管理活動のこと。